

御嵩町イメージソング「夢いろの街」使用取扱要領

（目的）

第1条 この要領は、御嵩町イメージソング「夢いろの街」（以下「曲」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（著作権管理主体）

第2条 曲の著作権は、一般社団法人日本音楽著作権協会が管理する。

（使用条件）

第3条 曲を使用しようとする者（以下「使用者」という。）は、事前に一般社団法人日本音楽著作権協会に連絡し、必要に応じて許諾を得るものとする。

（使用上の遵守事項）

第4条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）法令に違反し、又は公序良俗に反する使用はしないこと。

（2）町の信用や品位を損なう、又は損なうおそれのある使用はしないこと。

（3）町の事業と混同されるおそれのある使用はしないこと。

（4）町が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支持し、又は公認しているような誤解を与えるおそれのある使用はしないこと。

2 前項の規定に反した使用がなされたと認められる場合、御嵩町は使用者に対し、その使用を差し止めることができるものとする。

3 前項の規定により、使用者に損害が生じた場合であっても御嵩町はその責を負わないものとする。

（その他）

第5条 曲の使用に関し、その他必要な事項については、別に定めるものとする。